

公衆衛生活動報告

犬の多頭飼育事例に対し多機関連携で取り組んだ2事例

ツルギ 劔 ヨウコ
陽子*

目的 近年、動物の多頭飼育崩壊問題への関心が高まっている。周辺的生活環境の悪化や犬が徘徊していて怖いといったことが、地域住民から苦情として保健所に寄せられることも多い。この度、熊本県内の保健所で犬の多頭飼育事例に対し、多機関で連携して対応に取り組んだ2事例を経験したので報告する。

方法 事例1については、以前より保健所に苦情が寄せられ、現在に至るまで10年間程度対応を続けている事例であり、保健所の担当者による記録が残っている対応について検証した。事例2については、一年間にわたって対応した事例であり、一定の対応が終了した後に関係した諸機関が集まって振り返り検証会を実施した。

活動内容 事例1に対しては、苦情が寄せられ始めた当初は保健所衛生環境課が飼養主に対し犬の登録・注射・係留について指導し、時に係留されていない犬の捕獲を行い、飼養主からの要求があれば指導の後返還するということを繰り返していた。それにも関わらず非常に多数の近隣住民からの苦情が保健所に寄せられるようになって一層の対策を求められ、以降警察、市町村の保健福祉関係者、地域住民等とたびたび話し合いがもたれた。とくに熊本地震で飼養主とその家族が被災し仮設住宅に入居して以降は、災害関連の支援機関や市町村の地域包括センターなども加わって飼養主の見守りを行い、犬の保健所への引き取り依頼・譲渡をするよう説得に努めた。熊本地震後累計30頭程を保護して多くを譲渡につなぎ、その後4頭程度の飼育となって近隣からの苦情も少なくなっている。事例2では、犬の放し飼い苦情対応に出かけた保健所衛生環境課職員により高齢夫婦が不衛生な環境下で多数の犬と生活をしている状況を発見し、県福祉事務所、市町村福祉課、地域包括センター、認知症初期集中支援チームなどと連携して見守り・支援活動を行った。多くの機関が関わったが、どこが全体を把握して主導するかが曖昧となり、情報共有も不十分であったため、効率的な連携ができず、対応が遅れがちになるなど、課題も見つかった。

結論 多頭飼育に関しては、環境衛生、動物愛護の観点からの対応開始がなされることが多いが、精神保健、高齢者福祉、生活困窮など、多くの問題が含まれていることが多い。対応には難儀することが多く、すぐに問題が解決されるわけではないが、長期間にわたる多機関連携での対応が求められる。

Key words : 多頭飼育, ホーディング障害, 多機関連携, 保健所, 福祉, 精神保健

日本公衆衛生雑誌 2020; 67(2): 146-153. doi:10.11236/jph.67.2_146

I はじめに

近年、新聞等で動物の多頭飼育崩壊の事例が報道されることも多く、多頭飼育問題への関心が高まっている。飼育主体は繁殖・販売業者であることも多いが、一般飼養者であることも少なくない。都道府県、政令指定都市、中核市を対象として行われた

2006～2007年度の2か年における多頭飼育に関する苦情と対策の現状についてのアンケートでは、2頭以上の犬とねこの飼養について延べ1,775件の回答があった¹⁾。近隣環境衛生の悪化（鳴き声や悪臭など）や、犬が徘徊していて怖いといった苦情が保健所や市町村等に寄せられ、その対応に苦慮していることも多い。熊本県内においても、多くの保健所で多頭飼育の事例を抱え、長期にわたる対応を余儀なくされている。この度、熊本県内の保健所で、犬の多頭飼育事例に対し、多機関で連携して対応に取り

* 熊本県人吉保健所
責任著者連絡先: 〒868-0072 人吉市西間下町86-1
熊本県人吉保健所 劔 陽子

組んだ2事例を経験した。これらの取り組みは同様の事例を抱える各地の保健所にも参考になる活動であり、不適切な多頭飼育という社会的な問題の解決や多頭飼育をしている当事者の問題解決の一助になると考え、報告する。

Ⅱ 方 法

事例1については、A年の2,3年前頃より保健所に苦情が寄せられ、現在に至るまで10年程度対応を続けている事例であり、対応した保健所の衛生環境課動物愛護担当による記録が残っているA年(プライバシー保護の観点から具体的な年・月は示さない。以降1年ごとにB年, C年…と記載する)からの対応を、この記録を基にまとめた。内容は狂犬病予防・動物愛護管理関係苦情等処理票, 改善措置命令等発令時にはその記録, 担当が現場を訪問, および飼養者に対応した時の記録, 関係者との会議や打ち合わせの記録などである。

事例2については、G年a月から一年間にわたって対応した事例であり、一定の対応が終了した後に関係した諸機関が集まって振り返り検証会を実施し、経過の確認や課題の検討などを行った。

なお、本研究は対応・会議・検討会等の記録に基づく事例報告であり、人から取得された試料は用いておらず、侵襲的行為(採血・検査等)も実施していない。また個人が識別されないよう、一部あえて詳細を記述しない(飼養主の家族の詳細, 年月, 自治体の詳細, 関係課名の詳細等)等情報を加工しており、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の適用を受けない。また本報告が熊本県個人情報保護条例に抵触しないかどうかについて、所轄課である県政情報文書課に依頼して検討を行い、熊本県個人情報保護条例においては、第八条第二項第五号に基づき、学術研究を目的とした個人情報の目的外利用は可能であり、個別の事例について本件のような研究発表を行うことも可能であることを確認した。しかし、研究成果を論文として公表する際にも、個人の権利利益の侵害のおそれが発生しないよう配慮が必要であり、原則、本人の同意がない限り、特定の個人を識別できない形に加工することが適切であるため、筆者と県政情報文書課担当者にて慎重に検討を行い、個人が特定されないよう、個人の権利・利益が侵害されないように記載内容について更なる加工を加えた。

Ⅲ 活動内容

事例1 (表1)

A年ころの記録では、飼養主は60歳代女性で、成

人した子一人と同居していた。別の家に住む家族として、飼養主のきょうだい一人、両親がいた。飼養主は精神科通院歴があるという情報もあるが、詳細は不明である。別居の飼養主の母には認知症の症状が出ているようであるとのことであった。

A年以降、犬が放たれている、鳴き声がうるさい、犬が近隣の人の敷地内に排泄している、ゴミを漁る、靴などを持って行ってしまうなどの苦情がたびたび保健所に寄せられ、その都度飼養主に対し、犬の登録および予防接種をすること、係留、避妊・去勢の実施等について指導をしていた。当初は、保健所衛生環境課、市町村、警察で対応をしていたが、B年より動物愛護団体との連携を開始して、保健所は飼養主に対し、保健所へ犬の引き取りを依頼するように勧めるようになった。飼養主は、保健所・動物愛護団体を通じての犬の譲渡に応じることもあり、D年には6頭の譲渡につながった。しかし、その後は保健所が犬を捕獲して譲渡を勧めても飼養主が返還を要求してくることが多くなり、犬を捕獲しては指導の後に返還するということの繰り返しとなった。B~C年にかけては、口頭での行政指導だけでなく、飼養状況の改善についての指導票を3回交付して指導を行った。D年には、複数回の指導にても改善状況が見られなかったため、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第十一条の規定により、「犬に係る飼養施設を改善すること」、「犬を飼養施設内で飼養し、又は保管すること」、「犬を人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所において、固定した物に確実につないで飼養し、又は保管すること」に関して措置を命じた。しかし、その後も改善は認められず、刑事事件化することも検討されたが、刑事責任能力がない可能性もあるとのことで見送られることとなった。E年には非常に多数の近隣住民からの苦情が寄せられて保健所に一層の対策を求められる事態となり、衛生環境課だけでなく福祉分野に詳しい保健所副部長も同席して対応を検討するようになった。D年より区長との連携、E年よりは福祉関係者との連携を開始した。犬の登録や避妊・去勢ができない理由として、飼養主は経済的困窮によるものと話していたため、生活保護についても話をするようになった。

熊本地震により、飼養主および飼養主の家族が被災し、避難所生活を経て仮設住宅暮らしとなった。被災により、飼養主の自宅には犬だけが居住する状況となり、また犬の皮膚病が目立つようになって近隣住民からの感染症への不安に関する訴えも来るようになったため、保健所と市町村との間で、捕獲を一層進める方針を固めた。これに伴い、家の所有者

表1 事例1の経過

時 期	対 応 内 容	関 係 者
A 年より 2～3 年前ころより	●苦情があった模様（記録なし）	
A 年	●近隣住民からの苦情あり。飼養主に係留，登録，予防接種等に関して行政指導	県保健所衛生環境課，市町村（環境衛生関連課，保健関連課），警察
B 年	●苦情あり。飼養主の指導。パトロール ●飼養主に対し，捕獲した犬の保健所への引き取り依頼，譲渡を勧める（拒否される）	県保健所衛生環境課，市町村環境衛生関連課，警察，動物愛護団体
B～C 年	●指導票の交付（3回）	県保健所衛生環境課
D 年	●苦情が増加。その都度，飼養主への指導およびそれに対する改善の確認を行い，パトロールして係留されていない犬を捕獲するということを繰り返す ●飼養主に，動物愛護団体への犬の譲渡に同意させる ●熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第十一条の規定により措置	県保健所衛生環境課，市町村環境衛生関連課，動物愛護団体，警察，区長
E 年	●苦情あり。飼養主への指導後，改善の確認。パトロールと犬の捕獲 ●飼養主の家族から犬の引き取り依頼 ●近隣住民からの苦情が著しく増加 ●保健所衛生環境課，県福祉事務所，市町村環境衛生関連課および福祉課，社会福祉協議会で情報交換（福祉関係者の関与が始まる）	県保健所衛生環境課，市町村環境衛生関連課・福祉関連課，警察，家族，地域住民，県福祉事務所，社会福祉協議会
F 年～	●指導，犬の捕獲，パトロール，動物愛護団体への引き取り依頼等継続 ●飼養主に対し生活保護を勧める	県保健所衛生環境課，市町村環境衛生関連課，県福祉事務所
熊本地震以降	●熊本地震により飼養主は避難所暮らしとなり，自宅には犬のみが居住する状況となる ●市町村と保健所で犬の捕獲を一層進めるという方針を決定 ●飼養主との面談，譲渡の説得などを継続。放し飼いに対し指導票の交付。状況の改善がみられないときは，全頭保健所に引き渡すということに関する誓約書に飼養主から署名捺印をもらう ●関係者による多頭飼育問題に関する対策会議の開催	県保健所衛生環境課，県福祉事務所，市町村環境衛生関連課・保健関連課，地域包括支援センター，災害関連支援機関，民生委員，区長，警察
	●飼養主の母の介護支援に関する会議開催（地域包括支援センター主催）。飼養主が母の状況にも悪影響を及ぼしていると考えられるため，多頭飼育対応の関係者も参加 ●熊本地震後30頭程捕獲，4頭程度が残っている模様。見守りの継続	地域包括支援センター，ヘルパー事業所，災害関連支援機関，県保健所衛生環境課，県福祉事務所，市町村環境衛生関連課・復興関連課・仮設住宅関連課・保健関係課・福祉関連課

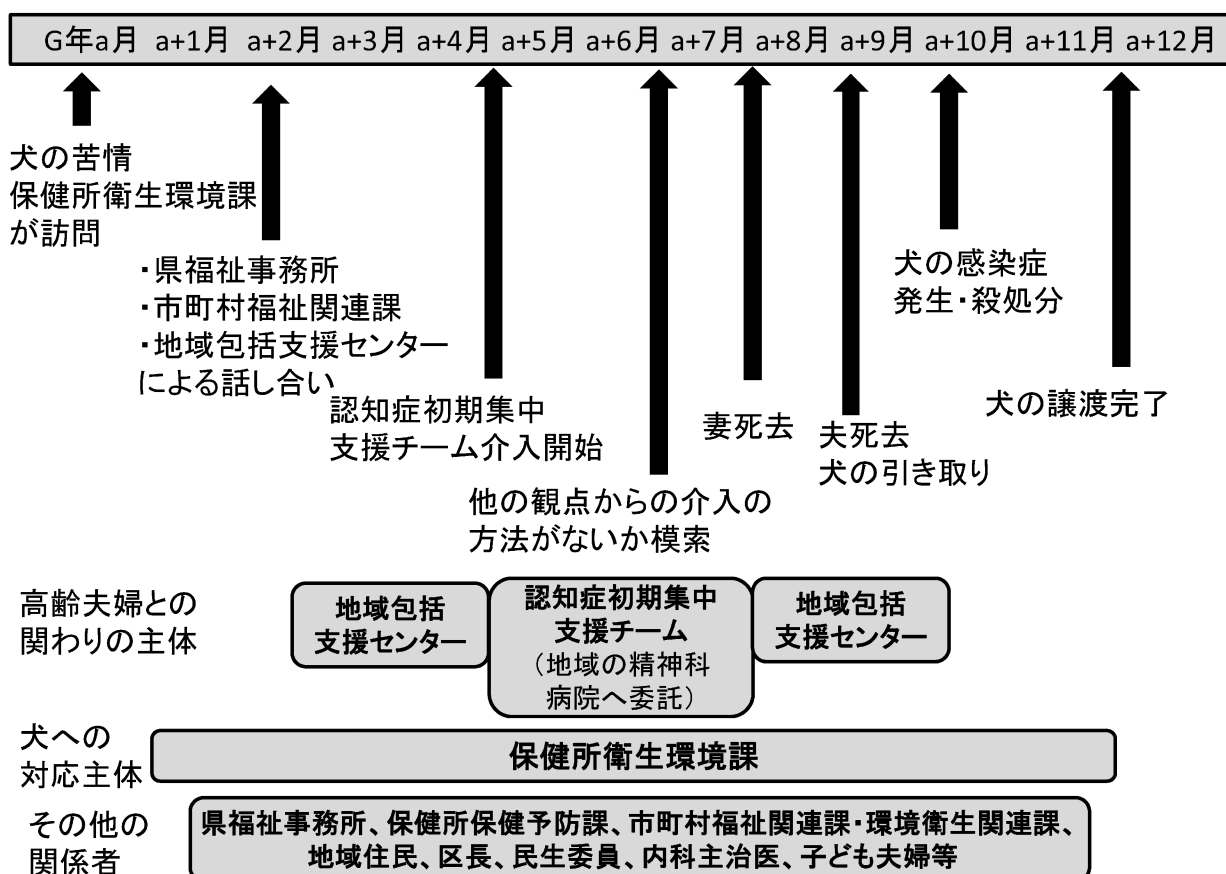
である飼養主の母親とも面談し、犬の状況確認や捕獲のために家に立ち入ることに対する承諾を得た。一方で、飼養主本人にも度々面談し、捕獲した犬の保健所への引き渡し、譲渡に応じるよう根気強く説得を続け、「係留や登録、予防接種、去勢・避妊をすること。できないときは全頭保健所に引き渡すこと」が明記された誓約書に署名捺印をもらうことにつながった。熊本地震後の警察との協議においても「措置命令を何度か出し、それを継続的に無視し続けて従わない時は事件化できる」という話も出たが、その場合も確実に犬を手放させることができるかどうかはわからないということであり、また本人が誓約書に署名捺印したことで、状況に進展が認められたため、この時も刑事事件化するには至らなかった。また、飼養主および家族が被災したことにより、これまでの警察、住民代表（自治会長、民生委員など）、県福祉事務所、市町村福祉課、社会福祉協議会に加え、災害関連支援機関、地域包括支援センターなどの福祉関係者、被災者の心のケアに関わる精神保健関係者も対策会議や見守りに加わるようになった。家族のうち飼養主の父およびきょうだいが亡くなると、飼養主が母の年金に頼るようになって母親の生活が困窮するなど、認知症の症状も

あり介護も必要な状況の母親の生活にも悪影響を及ぼすようになった。このため、母親への介護支援に関する対策会議にも、飼養主の多頭飼育対応に関わっている諸機関も参加して対応していくこととなった。熊本地震後、累計30頭程度の犬を捕獲して、保健所において譲渡につなげる努力をし、飼養主の元に残っている犬を4頭程度にまで減らすことができた。現在も、関係者との情報共有やパトロール等を継続し、見守りを続けている状況である。

事例2（図1）

飼養主は高齢夫婦である。G年a月、住民からの「犬が放し飼いにされていて怖い（この時点では複数頭という情報は無し）」との苦情に対し、保健所衛生環境課と市町村環境衛生関連課が状況確認のため訪問したところ、高齢夫婦が不衛生な環境下で、犬を20頭ほど飼育していることを発見した。犬に関しては、夫に係留と避妊・去勢をすることを指導して、帰所した。帰所後、保健所衛生環境課動物愛護担当者は高齢夫婦の生活の状況について、「多数の犬とともに、飼料の開き袋や弁当殻、空き缶等様々な物が散乱した自宅敷地の中で居住しており、妻の方は問いかけにあまり反応せず認知症も疑われるのではないか。また夫は妻について下痢がひどい

図1 事例2の経過



と話したが、病院にも行っていない様子で心配である」と話したので、保健所長の指示により県福祉事務所、市町村福祉関連課とも情報共有し、福祉関係者で後日訪問することとなった。後日、保健所衛生環境課職員が再度訪問すると、すべての犬が係留されていて、餌も与えている様子があり、また夫によると避妊・去勢に関しても経済的にも問題なく、一頭ずつでも実施する予定とのことであったので、犬の引き取り等はせず今後も継続して見守りを続けることとなった。県福祉事務所、市町村福祉関連課、地域包括支援センター関係者でも訪問して再度詳しい生活状況を確認した。高齢夫婦の生活状況について、家屋はあるがかなり以前よりそこでは生活しておらず、屋外の車内に居住している様子であること、風呂はあるものの使用しているかどうか不明であること、食料は夫が弁当や菓子パンを買ってきて食べているということなどがわかった。その後、a+2月に県福祉事務所、市町村福祉関連課、地域包括支援センターで話し合いの機会を持った。そこで、①飼養主夫婦は、経済的には生活保護の対象ではなく、県福祉事務所生活保護班に関わる対象ではないこと、②地域包括支援センターは、近隣に居住している飼養主の子ども夫婦に連絡をとること、また介護サービスを紹介し、継続的な訪問により夫婦を支援すること。さらに、認知症初期集中支援チームに相談すること、③市町村福祉関連課は、飼養主の介護保険料納付状況の確認をすること、④保健所衛生環境課は、引き続き犬の飼育状況に関する確認・指導をしていくことの4点を確認した。これにより、以降は主に市町村関係者（福祉関連課、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム）で高齢夫婦への対応を行い、保健所衛生環境課が犬の対応を行うという体制となった。

a+5月頃より認知症初期集中支援チームが主体で、主に訪問と妻への入浴サービスを通じて高齢夫婦への支援を開始した。市町村、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームは、子ども夫婦を始め、高齢夫婦の内科主治医、区長や民生委員などの地域住民とも情報共有を行い、関係者での見守り・支援を続けた。しかし、夫婦は介護保険申請には応じず介護サービスの導入が難しかったこと、夫は支援に対する拒絶感が強く関わりが難しかったことなどより、更なる介入手段を模索することとなった。a+7月の市町村関係者による検討会議では、動物愛護の観点からの介入ができないかとの提案がなされ、保健所衛生環境課に相談されたが、餌もやっていて犬の栄養状態も悪くはないことなどにより動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理

法）第四十四条第1項、第2項に抵触するとまでは言えないため告発は難しく、また時に犬が放たれていることはあるものの係留の指示には従っているため、現時点では熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第十一条の規定による措置は不要と考えられ、法や条例を適用させての強制的な介入は難しいとの判断がなされた。さらに、現在の生活は夫が妻に対して車中での生活など夫と同様の生活を送るよう強制しているようなところがあり、妻への入浴サービスも妻自身は希望しているものの、夫が好ましく思っていないような様子もあることなどから、夫婦をこのまま同居させておくことが好ましいことなのかどうかといった観点からの介入について検討することとなった。しかし、検討の最中であったa+8月に妻が不慮の事故により死去する事態となった。主に妻への支援であった認知症初期集中支援チームの活動はここで終了することとなり、残された夫への支援の主体は地域包括支援センターに移ることとなった。地域包括支援センターは、訪問の継続や夫の今後の身の振り方について、子ども夫婦と相談するなどの活動を継続した。犬の引き取りについては、保健所衛生環境課が子ども夫婦と相談していたが、a+9月に夫も死去したため、飼養されていた22頭全頭を保健所が捕獲・引き取ることとなった。

引き取った犬は4頭が保健所に、18頭が県動物愛護センターに収容されていたが、a+10月になり県動物愛護センターに収容されていた犬が次々と死亡した（捕獲時にも2頭の死骸が敷地内にあった）。臨床的に人畜共通感染症が疑われたため、犬は隔離収容されていた2頭の母子犬を残して安楽死となった。この事態に対し、保健所保健予防課は、犬に濃厚接触した保健所職員や動物愛護ボランティアたちの健康観察を行い、市町村への情報提供を行った。また保健所衛生環境課は、保健所犬舎の消毒および子ども夫婦への高齢夫婦が居住していた家屋・敷地の消毒指導を行った。安楽死を逃れた2頭の母子犬は健康上問題なく、a+12月に県動物愛護センターから譲渡が完了した。

一定の対応が終了した後に県福祉事務所の呼びかけで、本事例に関係した諸機関（県保健所衛生環境課及び保健予防課、市町村福祉関連課、地域包括ケアセンター、認知症初期集中支援チーム）、および県高齢者支援課、精神科医等が集まって振り返り検証会を実施し、本事例の経過を確認した。犬の放し飼いの苦情を発端とした高齢夫婦による多頭飼育事例であったが、犬に関することだけでなく多くの問題を含んでいたこと、その分多くのステークホルダーが関わっていたことなどが確認された。自分たち以

外の機関が何をしていたかを、それぞれこの検証会で初めて知ったという声もあり、また認知症初期集中支援チームからは「後日、犬に感染症（疑い）が発生していたということは知らなかった。知らせて欲しかった」という意見が出された。また「多くの機関が関係していたものの、どこが全体を把握し、主体となって関わっていくのが経過を通じて曖昧で、主体が時に替わったりしたため、それぞれがバラバラと動いていたこと」「ステーキホルダー全員での情報共有がなされていなかったため、ステーキホルダー同士が有効に連携することができず、時にお互い不信感を持つことにもなったということ」「責任の所在が不明な事象に関しては、関与が遅くなったこと」などが課題として挙げた。

Ⅳ 考 察

とくに犬の多頭飼育事例については、騒音や悪臭など周辺環境への影響や、係留されずに徘徊している犬に対する苦情などで発覚することが多く、動物愛護管理法や狂犬病予防法の観点から、保健所等の動物担当や環境担当が初動対応することが多いと思われる。2012年に改正された動物愛護管理法においても、多頭飼育者の適正化のために、騒音又は悪臭の発生等、勧告・命令の対象となる生活環境上の支障の内容を明確化し、多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を、勧告・命令の対象に追加することなどが定められた²⁾。しかし、現場では捕獲・係留等の指導など、動物に関することだけへの対応ではなかなか問題は解決しないことも多い。一方、米国精神医学会が発行する精神疾患の分類と診断の手引き書である Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (DSM)-5 において、強迫症および関連症群の一つとして「ためこみ症」(hoarding disorder)の診断基準が確立されている。ためこみ症とは、「実際は価値がないにもかかわらず、所有物を捨てたり手放したりすることが持続的に困難な症状を呈すること」であり³⁾、収集する対象が動物であれば、多頭飼育者となり得る。多頭飼育をする者には男性より女性が多く、年齢も比較的高く、飼われる動物は犬・猫が多く、環境衛生や動物の健康状態が悪いことが多い、といった特徴があるが、治療的介入がなされなければただ一方的に動物を撤去しても、再度飼いはじめて同じ状況に陥りやすいことなどが言われている⁴⁻⁶⁾。またアスペルガー症候群、認知症、パーソナリティ障害、幼小児期の愛着障害などとの関連の可能性も言われている^{7,8)}。こういったことより、多頭飼育事例には動物愛護、環境保全に関することだけでなく、精神保健、高齢

者福祉や生活困窮等、多様な問題が含まれていることが考えられ、表面化しやすい動物愛護や環境保全といった観点のみからの対応では解決は困難であることが推測される。

今回対応した2事例においても、発端は犬に対する苦情であったが、動物愛護や狂犬病予防、環境保全といったことだけでなく、感染症、高齢者福祉、認知症、精神保健の問題、生活困窮など、非常に多様な公衆衛生・福祉の問題が含まれ、複合的に関連していた。事例1については、数年の間、動物愛護・環境衛生担当者たちと警察とでパトロール、犬の捕獲、犬の飼養に関する指導により対応を続けたが、なかなか事態の改善には至らなかった。この間、動物愛護・環境衛生担当者の間では、福祉分野との連携まで必要との認識に至らず、保健所内においても他課と情報共有することなく対応にあたっていた。その後、動物愛護団体や福祉関連機関が対応に加わり、また飼養主が被災したことでさらに飼養主を取り巻くステーキホルダーが増え、様々な観点からの見守りが強化された。さらに、関係者間で情報交換をすることで飼養主の生活状況がわかり、接触も容易になって、動物愛護担当者が飼養主へ犬を手放すことを説得する機会も増えることとなった。完全に問題が解決されたという状況には至っていないが、飼養頭数は減少しており、状況の改善には至っている。事例2については、「犬の苦情への対処」だけを念頭において現場に出向いた動物愛護担当者が、帰所後保健所内で飼養主である高齢夫婦の状況を話題にしたことで、地域で孤立して暮らす高齢夫婦の状況が発覚することとなった。この事例では動物愛護担当者から話を聞いた保健所長が「衛生環境課だけでなく、県福祉事務所や市町村福祉関連課・機関との連携が必要」と判断し、多機関を繋ぐ役割を果たした。保健所という、多分野に渡る部署が活動する場であったからこそ、スムーズに福祉分野への連携にもつながったと言える。また、全体を俯瞰できるのは保健所長等管理職であり、保健所長等管理職は常に所内の状況を把握し、視野を広く持って対応を指示するという大きな役割を持つと考えられた。その後、夫婦が相次いで死去する事態となり、ご存命の間には多頭飼育の解消には結びつかなかったものの、高齢夫婦への福祉的支援にはつながることができた。

アメリカで1997年に創立された The Hoarding of Animals Research Consortium (HARC) のレポート⁹⁾では、多頭飼育の問題は、飼養主だけでなく飼養主に依存して暮らす家族（多くは子どもや高齢者、障がい者など）や地域住民などにも、健康上の

問題を及ぼす可能性があり、私的・公的機関、人間・動物の法的なこと、健康に関することに関わる機関、環境に関わる機関など、多機関が連携して、長期にわたるモニタリングを行うことが効果的な解決方法につながると言われている。さらに、多頭飼育者には、当初は適切に飼育しようと考えていたのにいつの間にか手に負えなくなっているなど、ある程度問題であることは認識している Overwhelmed caregiver タイプ、動物を救済しなくてはならないと強く考え自発的に動物を収集する Rescuer hoarder タイプ、自分の欲求を満たすために動物を飼育し、飼育体制に問題があることを認識しにくく、しばしばパーソナリティ障害を伴う Exploiter hoarder タイプの3つのタイプがあり、それぞれのタイプの特徴に合わせた介入をするべきということも述べられている。我が国においても、多頭飼育事例が発覚した時から早期に飼養主がどのような状況にありどのような問題を抱えているかを見極め、適切なステークホルダーに声を掛けて、地域全体かつ多職種・多機関で関わる必要がある。そのためには、発覚に関与しやすい動物愛護や衛生環境担当者は、多頭飼育事例には多様な問題が関連していることを理解して広い視点をもって対応に当たる必要があり、また対応のために発覚の段階で適切な関係者につなげる役割をもっていることを自覚すべきである。福祉関係者等も、多頭飼育の問題は自分たちの職務にも関係のある事象であるという認識を持つ必要があるであろう。今回の2事例への対応過程では、事例1では動物愛護や衛生環境担当者が自発的に他課等との連携に動くことなく長期間が経過しており、また事例2においても他課・多機関連携が必要と気が付いたのは保健所長であった。とくに動物愛護や衛生環境担当者、福祉関係者、保健所長への啓発が必要と思われ、熊本県では、県庁にて主に保健所職員を対象に年一回開催される「健康危機管理事例報告検討会」において本事例を経験した保健所長が報告を行い、県内保健所間で「多頭飼育事例では多機関連携が重要であり、動物愛護・衛生環境担当者は多機関連携につなぐことのできるキーパーソンである」という認識を共有した。これがきっかけとなって県庁健康危機管理課主催で公衆衛生獣医師を対象として開催される乳肉衛生合同会議の中でも本事例について報告する時間を設け、動物愛護担当者となり得る獣医たちへのさらなる啓発を行った。保健所内でも地域の動物愛護推進協議会において、動物愛護推進員である獣医師や市町村の狂犬病予防担当者を対象に同様の啓発・研修を実施するところも出てきている。

また多機関連携活動においては、ステークホルダーそれぞれがバラバラと活動するのではなく、全体を統括する機関を決め、情報をしっかり共有して連携した活動を行うことが大切である。どの機関が全体を統括するかはケースバイケースになるであろうが、保健・環境衛生・福祉すべてに関与した部署を持つ保健所・福祉事務所は、その一つの候補として挙げられるのではないだろうか。事例2では、県福祉事務所、市町村福祉関連課、地域包括支援センターによる話し合いで認知症初期集中支援チームとの連携が提案されていたのにもかかわらず、お互いにその後の進捗状況を確認することがなかったため、実際に認知症初期集中支援チームが活動するまでに3か月かかってしまうという事態が生じた。統括する機関や定期的な情報共有の機会がないと、関係機関それぞれが「〇〇のことは、他の機関がやっているはず」と考えて自らは関与せず、結果として「重要なことなのに実はどこもやっていなかった」というようなことが起こり得ることを示しており、早い時期から統括する機関や定期的な情報共有が必要だったと反省させられた。また事例2で実施した関係者間での振り返り検討会は、保健所長・福祉事務所長（兼務）の指示により県福祉事務所職員であった保健師が取りまとめを行い、県福祉事務所が実施主体となった。この事例に終始関係していたのは保健所衛生環境課であったが、衛生環境課職員は福祉関係者や精神保健関係者と普段の業務で接することは少なく、すべての関係者と接点がある県福祉事務所が取りまとめを行う機関として適当であると考えてのことであった。この事例では、飼養主夫婦が生活保護対象ではないとわかった時点で県福祉事務所は実質的な関係はなくなっていたが、振り返って考えると、市町村福祉関連課の支援や、複数の関係者を集めた定例事例検討会を開催できる機関はどこかと考えると、県福祉事務所が統括機関となるのが適当だったかもしれないと思われた。多頭飼育対応における地域での連携や情報共有の重要性についても、地域での啓発・教育活動が必要であろう。

多頭飼育が「ためこみ症」という精神疾患や認知症と関係がある可能性を考えると、精神保健関係者との連携も重要になる。今回の事例では、精神保健関係者が関わったことで具体的な治療に結びついたということはなかったが、事例1では訪問した被災者の心のケアに関わる精神科医より発達障害の可能性等の説明がなされたことで、動物・環境衛生関係者に、対応には動物愛護や環境衛生以外の視点が必要との一層の認識を持たせることができ、見守りや

対応に関わる関係者の幅を広げることにつながった。また事例2では、当初関係者の間では、とくに妻の認知症が不衛生な環境での生活に関係しているのではないかと考えられたが、精神科医を含む認知症初期集中支援チームが関与したことで認知症はすぐに治療が必要ではない状況であると判断された。このことから妻の態度は夫に従属せざるを得ない状況が原因となっているのではないかということに思い至り、別の観点からの支援の可能性を考えることにもつながった。ためこみ障害への対応として、認知行動療法での対応や心理教育、薬物療法、行動療法として曝露療法を用いた事例もあり^{3,7)}、適切な治療につなげるためにも都道府県等に設置されている精神保健センターや保健所での精神相談事業に関わる地域の精神科医等の精神保健関係者の一層の関与が望まれる。

V おわりに

管内で発生した犬の多頭飼育の2事例に対し、環境衛生や動物愛護を担当する保健所衛生環境課や市町村環境衛生担当課だけでなく、福祉関係者、地域住民、警察など広い分野にまたがる関係者/機関で対応した。多頭飼育の問題には、表層化しやすい動物愛護や環境衛生だけでなく、生活困窮、高齢者福祉、精神保健、感染症対策など多くの問題が含まれることが多いため、早い段階から多分野・多職種で連携して根気強く対応を続けていく必要がある。多岐に渡ることになるステークホルダーたちの活動がより効果的になるように、関係者への多頭飼育を取り巻く諸問題に関する啓発・研修等を実施し、関係者間での理解を深めておくことが大切である。

本2事例への対応に際し、多頭飼育の改善、飼養主へ

の支援等に尽力くださった関係者の皆様に深謝いたします。なお、開示すべきCOI状態はありません。

(受付 2019.4.25)
(採用 2019.9.30)

文 献

- 1) 環境省. 中央環境審議会動物愛護部会 動物愛護管理のあり方検討小委員会(第17回)議事要旨. 参考資料2 多頭飼育の現状. 2011. <http://www.env.go.jp/council/14animal/y143-17.html> (2019年4月11日アクセス可能).
- 2) 環境省. 動物の愛護と適切な管理 人と動物の共生をめざして 動物愛護管理法 平成24年に行われた法改正の内容. https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/revise_h24.html (2019年4月11日アクセス可能).
- 3) 松尾幸治. ため込み障害の脳神経基盤. 心理学ワールド 2014; 66: 9-12.
- 4) Paloski LH, Ferreira EA, Costa DB, et al. Animal hoarding disorder: a systematic review. Psico 2017; 48: 243-249.
- 5) Patronek GJ. Hoarding of animals: an under-recognized public health problem in a difficult-to-study population. Public Health Report 1999; 114: 8-87.
- 6) Hoarding of Animals Research Consortium(HARC). Health implications of animal hoarding. Health & Social work 2002; 27: 125-132.
- 7) 五十嵐透子. ホーディングの心理的メカニズムと援助. 心理学ワールド 2014; 66: 5-8.
- 8) 横山章光, 古莊純一. 成人期アスペルガー症候群と多頭飼育との関連についての考察. 臨床精神医学 2010; 39: 1209-1216.
- 9) Patronek GJ, Loar L, Nathanson JN. Animal Hoarding: Structuring interdisciplinary responses to help people, animals and communities at risk. Massachusetts: Hoarding of Animals Research Consortium. 2006.